

その場合には原状回復の内訳を乙に明示するものとする。

- 3 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日をその30日前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡す場合を除く。
- 4 甲及び乙は、原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 5 第3条第1項但書による再契約をした場合は、本契約における原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとする。
- 6 明渡しについては、乙は、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で遵守できないときは、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理を行うことができる。

(立入り)

第19条 甲又は甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲又は甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者、又は、本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

第20条 乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して、本契約が終了する日（第3条第3項の場合には明渡猶予期間が終了する日）の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

- 2 乙又はその使用人、請負人、関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
- 3 乙と他の入室者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しないものとする。
- 4 甲はその責によらない火災、盗難等その他諸設備の故障による乙の損害若しくは本物件の使用を不可能にするような非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(立退料等の請求禁止)

第21条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は、甲に対して移転料・立退料・損害賠償・造作買取請求その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

第22条 丙は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の一切の債務（甲が第3条第2項に規定する通知をしなかつた場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る）を負担するものとする。

- 2 丙は、別途、連帯保証人引受承諾書に署名し、実印を押捺しなければならない。
- 3 丙は、丙の引受を証する実印を確認するため、印鑑証明書を添付しなければならない。
- 4 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は、連帯保証人として適当でないと甲が認めたときは、乙は甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(再契約)

第23条 再契約をした場合は、第18条第1項、第2項、第3項、第4項、第6項の規定は適用しない。但し、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、敷金・保証金の返還については、明渡しがあったものとして第8条第6項の規定するところによる。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書並びにこの約款に定めがない事項の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

第25条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(公正証書の作成)

第26条 乙及び丙は、甲の請求がある場合には、本契約及びこの約款と同趣旨の内容の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに同意する。

(特約事項)

第27条 特約事項については本契約に記載するとおりとする。